

■議案第27号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

【要旨】

国民健康保険税（普通徴収）に係る第1期納期開始を7月16日から7月1日に変更することにより、納税期間の延長など納税環境の改善を図ることを目的に、国民健康保険税条例の一部改正を行う。

【主な条例改正内容】

1. 改正の概要

国民健康保険税（普通徴収）の第1期納期開始を月初め以降とする。

○7月16日から → 7月1日から

2. 改正の詳細

国民健康保険税（普通徴収）、の第1期納期開始を月初めからとする。

区分	納期
期別	国民健康保険税(普通徴収)
第1期	(前) 7月16日 から 7月31日 (後) " 1日 " "
第2期	8月1日 から 8月31日
第3期	9月1日 から 9月30日
第4期	10月1日 から 10月31日
第5期	11月1日 から 11月30日
第6期	12月1日 から 12月25日
第7期	1月1日 から 1月31日
第8期	2月1日 から 2月末日

(理由)

国民健康保険税 普通徴収に係る第1期納期開始が7月16日と設定されているため以下の問題が発生しているが、納期開始を1日以降に変更することで改善される。

問題点	改善
第1期の納期限が2週間ほどしかない。	16日以前に納付書が送付できるため、納付期間を長く設定できる。
コンビニ納付により24時間納付が可能となった。16日以前は納付できないよう配達日の調整が必要（休日が重なる場合）。	納期開始以降に納付書発送すれば、郵送された日から納付が可能（郵便局や休日の調整が不要）

施行日 平成28年4月1日